



松長小だより

令和3年12月1日
NO.10

燕市立 松長小学校

TEL 0256-63-6056

FAX 0256-63-9211

◎ 教育目標 明るく たくましい 松長の子ども

今年も残すところ1か月 2学期のゴールに向かってしっかりと!



早いもので今年最後の月となり、2学期も残りわずかとなりました。

昔から日本では12月を『師走(しわす)』と呼びます。師走とは、師(お寺のお坊さん)が経をあげるために忙しく走り回る姿から発生したという説が有名ですが、語源には諸説があつて結論がないという話です。ただ、この言葉のもつ語感、年の暮れの人事往来の慌ただしさと一致しており、学校もまさに『師走(師[教師・先生]も走り回る)』となっています。それぞれの学年では、2学期の締めくくりに向かつての最後のラストパートです。

学習や活動の充実した2学期。子どもたちは励まし合い、高め合いながら、確実に力を付けてきました。『終わりよければすべて良し』という言葉がありますが、12月を気持ちよく終えることは、この2学期、そしてこの1年を良い年であったと締めくくることにつながります。

2学期のゴールに向かってしっかりと進めていき、今学期のまとめをしっかりと行っていきたくと思います。引き続き、ご支援・ご協力をよろしくお願いします。(校長 和平 秀樹)

人権教育強調旬間の取組を紹介します

12月4日から12月10日まで人権週間で、全国・世界規模で、人権活動を推進するための諸行事が行われます。松長小学校でも、「思いやりの心」や「かけがえのない命」についてしっかりと考え、大切にしていってほしいと、様々な取組や活動を行います。

(1) 全校朝会 校長講話～輝いている存在に、輝かせる存在に～

「人権」とは、“人が人らしく幸せに生きる権利”のことです。言い換えると、「誰もがその『心と命』を大切にされ、大切にし、みんなが輝ける存在であること。」だと私は思います。

新型コロナウイルス関連の嫌がらせ、差別や中傷で、辛い思い、苦しい思いをしている人がいます。そのような嫌がらせは、相手を輝かせていることになるのでしょうか? また、そのようなことをしている人たち自身は、輝いているのでしょうか?

いじめや仲間はずし、無視、物隠しなども同じです。

差別する側の人の心、見方・考え方、生き方の問題で、マイナスの意識をプラスの意識にしていくことが大事なことです。自身が輝いている存在であり、相手も輝かせる存在である。ぜひそんな姿になってほしいと強く願います。

「だれもがみんな宝物」。この「人権週間」の様々な活動・取組を通して、自分のよさにも目を向けて自分のことを大切にすること、周りの人のことも自分のことのように受け止めて大切にすることができるようになっていきたいと思います。

輝いている心と行動、輝かせている心と行動で、すてきな生き方をしている人になってほしいと思います。

(2) 全学級での人権教育、同和教育の授業

1年生から6年生まで、学年の発達段階に応じた項目を取り上げて、授業を通じて学習を行います。

身の回りの人権問題に気づき、人権に対する正しい理解、当事者意識、差別や人権侵害を許さない態度等を身に付け、行動できるよう、人権について考える授業を行っていきます。



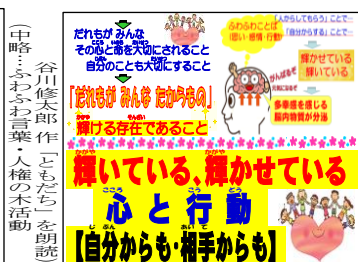
7月道徳授業参観より

(3) 人権の木活動～うれしいよ・ありがとう～



昨年度の「人権の木」より

優しい言葉、うれしかった行為、すてきな姿…。ハート型の実にそれを書き、『人権の木を、思いやりの気持ちでいっぱいにして!』という取組です。書かれた子も、書いている子も、心がポカポカ、輝きキラキラ。うれしい気持ちで、ニコニコ笑顔がいっぱいになあれ!!



誰もが優しい心をもっています。でも、それが使えるようになるには、勉強や運動と同じで、優しい心を鍛えて、自分のものにしなければなりません。

親子でしっかり話そう ～インターネットやオンラインゲーム等の家庭の使用ルール～

スマホやタブレット端末等のインターネット接続機器の普及によって、インターネットはますます私たちの生活に身近になりました。子どもたちも自分のスマホを持ち、メールや調べ物、ゲームなどを利用することも多くなりました。

高い利便性を得る一方で、インターネットやSNS、オンラインゲーム等の利用などを通じて、生活習慣の乱れや不適切な利用によるネット依存、SNSによるいじめや人権侵害、犯罪に巻き込まれるケース、ゲーム課金に関するトラブルなども生じています。

少し古い話になりますが、2013年にアメリカのあるお母さんが13歳の息子にスマホを与えていいか悩んだ末に作った息子との契約書「スマホの18の約束」というものが日本の新聞やテレビでも取り上げられ話題になったことがありました。その一部を紹介します。

- ☆ このスマホは私が買いました。あなたに貸しているものです。
- ☆ パスワードは、必ず私に教えること。
- ☆ 学校のある日は午後7時半に、週末は午後9時に私に返却すること。次の朝まで電源はオフにします。
- ☆ このスマホを使って嘘をついたり、人をバカにしたり、傷つけたりするようなネットの会話に参加しないこと。
- ☆ 人に面と向かって言えないことは、SNSやメールでしないこと。
- ☆ 友達の親の前で言えないことは、SNSやメールでしないこと。
- ☆ スマホを持たない日や時間を作りましょう。そのことに不安を持たないこと。スマホに依存し、振り回されない堂々とした生き方をするために大切なことです。
- ☆ 私との約束が守れなかった時は、このスマホをあなたから没収します。そして、一度話し合いをやり直しましょう。何かを学びながら一緒に考えて歩みましょう。



【保護者向け】青少年のインターネット・ネットトラブル防止啓蒙リーフレット「新潟県福祉保健部 子ども家庭課」



これがスマホをあなたに買い与え、私が貸すときの『18の約束』です。合意してくれること、そして守ってくれることを願っています。この『18の約束』はほとんど、人生をより良く生きるための知恵でもあります。スマホを持つことは12歳のあなたにとってもドキドキする楽しいことです。でも、自分をしっかり持って振り回されないで欲しい。どんな高性能の機械よりも、自分のパワーと大きな心を信じてください。あなたが大好き。何より大切に思っています。あなたとたくさんのメッセージをやり取りするのが楽しみです！！

まだまだ未熟で十分な判断力が育っていない子どもたちが傷つかないように、トラブルに巻き込まれないように、各家庭で危険性を承知した上で、責任をもって向き合っていくとけない課題です。学校でも指導をしていきますが、家庭でのルールを親子で話し合っ決めて、確実に実行させてください。

【場所のルール】 スマホ、ゲーム機等を使用させる場合は、保護者の目の届くところでさせてください。

(例) ・家のリビングのみで使用させる ・個室や布団の中など、目の届かないところで使用させない

【時間のルール】 使う時間帯、使用時間を決めてください。

新潟県では小学生の推奨ルールとして、スマホ等の使用は原則夜8時までと示されています。これに準じてルールを決めてください。

【使用のルール】 人を傷つけたり、個人情報を漏らしたりするような使い方はさせないようにしてください。

(例) ・知らない人とチャットをしない ・不特定多数が目にする場所に情報発信をしない

《松長フェスティバル》

各学年が趣向を凝らしたお店を出しての「松長フェスティバル(児童会祭り)」。大・大・大盛況でした。

“感染症対策もしっかりしつつ、お客様から楽しんでもらえるにはどうすればよいか”と、「学校の新しい生活様式」の中での活動を、子どもたちが主体的に考えて、つくり上げていきました。

- 1年：おばけたおしセンター
- 2年：たからさがしゲーム
- 3年：ボールあてゲーム
- 4年：買い物競争！
- 5年：おばけやしき
- 6年：謎解き脱出ゲーム

お客様から楽しんでもらうためのおもてなしの心。仲間と力を合わせて深まった学級の絆。活動を通して、さらに成長した子どもたちでした。



《新しい職員を紹介します》

この度、非常勤講師が着任され、11月8日より勤務となりました。ご紹介いたします。

〇〇〇〇先生

石川県から、燕市に引っ越ししてきました。カレーとバレーボールが大好きです。

松長小の皆さんが元気なあいさつをしてくれて、毎日とてもうれしいです。皆さんのことをたくさん知りたいです。よろしくお願いいたします。



3学年担任 ◇◇ ◇◇ 先生が、出産のためにお休みとなりました。〇〇 〇〇 先生は午後3時までの勤務ですので、5限までの3年生の授業を受け持つようになります。

なお、3学年担任については、☆☆ ☆☆ 教頭が代替して務めます。ご支援、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。